

特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱

平成 16 年 9 月 14 日区長決定

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、特定事業主行動計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を行うため、特定事業主行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理等その推進に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部人事課長
- (2) 委員 政策経営部男女社会参画課長、子ども家庭部子ども政策課長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局指導室長

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、総務部人事課に置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 16 年 9 月 14 日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、令和元年 6 月 1 日から施行する。